

三重県子ども条例

(令和7年3月改正)

逐条解説

目次

概要	1
条例改正に向けた検討経過	2
条例制定の手法	3
条例の名称	3
各条文	
前文	4
第一章（総則）	
目的（第1条）	7
定義（第2条）	8
基本理念（第3条）	10
県の責務（第4条）	12
保護者の役割（第5条）	14
学校等関係者の役割（第6条）	15
事業者の役割（第7条）	16
子ども・子育て支援団体の役割（第8条）	17
県民の役割（第9条）	17
連携及び協働（第10条）	18
第二章 基本的施策	
子どもの安全・安心の確保（第11条）	19
子どもの権利について学ぶ機会の提供（第12条）	21
子どもの育ちへの支援（第13条）	22
子どもの意見表明及び社会参画の促進（第14条）	24
子育て家庭への支援（第15条）	26
人材の育成及び環境の整備（第16条）	28
相談への対応（第17条）	29
第三章 施策の総合的・計画的な推進	
計画の策定（第18条）	30
子どもの視点に立った情報の提供（第19条）	31
広報及び啓発（第20条）	31
調査（第21条）	32
年次報告（第22条）	32
財政上の措置（第23条）	33

〇概要

三重県子ども条例 概要

三重県の子ども政策に関する課題

施行期日

令和7年4月1日

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している

子ども条例改正の考え方

※三重県子ども条例(平成23年3月23日制定)を全部改正！

- ①子どもの権利を保障することを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施する

目的 (第1条)	子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりの推進
定義 (第2条)	子ども…18歳未満の者 18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者
基本理念 (第3条)	次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障すること ①子どもは、生まれながらに権利を有し、いかなる理由による差別も受けることがない ②子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる ③子どもは、自分の意見を表明し、多様な社会的活動に参画することができる ④子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される
県の責務・ 各主体の役割 (第4～9条)	県……………子ども施策の策定・実施、子どもの意見の反映、各主体の取組の支援 保護者………子どもの養育に関する第一義的責任 学校等………安心して学べる環境づくり、子どもの権利学習の推進、意見表明の支援 事業者………子育てしやすい職場環境の整備 支援団体………専門性を生かした子ども・子育て家庭への支援 県民……………子ども施策への関心と理解、協力

基本的施策(県)

(子どもの安全・安心の確保)(第11条)

- ・虐待、いじめその他の権利侵害から子どもを守るため、安全と安心の確保に必要な施策の推進
- ・子どもの権利が侵害された場合に救済を図ることができる体制の整備その他の必要な措置の実施

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)(第12条)

- ・子どもの権利について、保護者、学校等関係者、県民および子ども自身が学ぶ機会の提供

(子どもの育ちへの支援)(第13条)

- ・乳幼児期からの切れ目のない支援、子どもの主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・体験活動の支援、居場所づくりの支援、貧困の状況にあるなど特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)(第14条)

- ・子どもの意見の施策への反映、子どもの意見形成支援、社会的活動への参画の促進

(子育て家庭への支援)(第15条)

- ・多様な子育てと働き方のための環境整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援

(人材の育成、環境の整備)(第16条)

- ・子どもや子育て家庭を支える人材の育成
- ・各主体の活動、市町の子ども施策の促進を図るための環境整備

(相談への対応)(第17条)

- ・子どもや子育て家庭からの相談への対応

施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)(第18条)

- ・施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定

(子どもの視点に立った情報の提供)(第19条)

- ・子どもが情報に触れ、理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供

○条例改正に向けた検討経過

年月日		主な内容
R6. 5. 7	第1回三重県こども政策検討会議	条例改正の必要性 子ども・若者の現状と課題 必要な支援
R6. 5. 28	第2回三重県こども政策検討会議	条例改正の方向性
R6. 6. 20 ～R6. 9. 12	こども会議（17グループ）	子どもの意見の聴き取り
R6. 7. 30	第3回三重県こども政策検討会議	条例改正案（概要）
R6. 9. 26	第4回三重県こども政策検討会議	条例改正案（たたき台）
R6. 10. 11 ～ R6. 11. 11	パブリックコメント	
R6. 11. 16 ～ R6. 12. 24	子ども会議（17グループ）	意見の反映状況の報告
R6. 11. 28	第5回三重県こども政策検討会議	条例改正案（最終案）（暫定版）
R7. 1. 23	第6回三重県こども政策検討会議	条例改正案（最終案）

○条例制定の手法

「三重県子ども条例」の全部改正

【趣旨】

既存の「三重県子ども条例」（平成23年三重県条例第5号）との継続性を重視し、それをベースとしつつ、規定の追加等を大幅に行うこととなるため、条例制定の手法としては、「三重県子ども条例」の全部改正としています。

○条例の名称

三重県子ども条例

【趣旨】

本条例改正では、子どもの権利を正面から捉えるという視点のもと、基本理念をはじめ各条文に「児童の権利に関する条約」の考え方を盛り込むとともに、各主体の役割や県の基本的施策など、子どもに関する施策を進めるための基本方針を規定しています。

条例の名称については、「子どもの権利条例」や「子ども基本条例」に改正することも検討しましたが、子どもが身近に感じられるかどうか、かつ、条例の内容を適切に表現できているかどうかとの観点から、現行条例の名称である「三重県子ども条例」を変更しないこととしました。

○各条文

(前文)

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。そして、その権利を保障することは社会の責務である。

全ての子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、その権利が保障される中で、家庭や学校をはじめとする地域社会での経験を通して、人生を豊かに生きる力を身につけることができる。

しかしながら、遊ぶ時間や場所を奪われ、加えて、デジタル化の進展により、実体験や対面でのコミュニケーションの機会が十分に得られない子どもがいる。また、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえることができず、生きづらさを感じている子どもがいる。さらに、児童虐待やいじめなどの権利侵害事例も多く発生している。

今こそ、全ての子どもが、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な遊びや体験をしながらのびのびと育ち、人との関わりの中で多様な価値観に出会うことで、自分も他の人も大切な存在であることを実感し、将来に夢や希望を持って暮らせる社会にしなければならない。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、権利の主体として、豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重を目指して、子どもをまんなかに相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

前文では、条例制定（令和7年3月改正）の背景や趣旨を明らかにしています。

第1段落では、子どもは生まれながらに権利の主体であり、その権利を保障することが社会の責務であることを宣言しています。

第2段落及び第3段落では、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの育ちにとって大切な地域社会での様々な経験の機会が減少する中で、ありのままの自分を肯定的にとらえることができず、生きづらさを感じている子どもがいること、さらには、児童虐待やいじめなど、子どもの権利が侵害されている状況があることを述べています。

第4段落及び第5段落では、全ての子どもが、安心できる居場所を持ち、地域社会での様々な経験や人との関わりを通して、ありのままの自分を大切に思い、将来に夢や希望を持ちながら、豊かで健やかに育つことができるよう、社会全体で取り組んでいくという県民の決意をもって、この条例を制定することを宣言しています。

【解説】

1 生まれながらに権利の主体

子どもは、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な存在でありながらも、基本的人権を有する一個の人格として尊重される存在であり、何らかの義務と引き換えにではなく、生まれながらに「権利の主体」であるということです。

2 人生を豊かに生きる

全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができるということです。

3 遊ぶ時間や場所を奪われ

塾や習い事などで子どもが自由に遊べる時間が減少していることに加え、自由に遊べる公園などの遊び場が減少しています。

4 居場所

子どもが安心感を持って過ごすことができる場所や時間、人間関係を含めて広く居場所と捉え、その拡充が求められています。

子どもたちにとって、家庭でも学校でもない第3の居場所として、児童館や放課後児童クラブ、部活動、塾、地域活動等が挙げられるとともに、子ども食堂や学習支援の場等身近な地域で活動する新たな居場所が年々増加しています。

5 児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。18 歳未満の児童を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。(1989 年(平成元年)に国連で採択、日本は 1994 年(平成 6 年)に条約を批准)

6 子どもをまんなかに相互に連携し

保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体、県民及び県・市町が連携するだけでなく、子ども自身もその連携に加わり、むしろその核となって、子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重づくりに取り

組むことを表しています。

なお、国のこども大綱では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

改正条例の直接の目的は、「子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め(る)」ことであり、子どもの権利を保障することを正面から捉えた内容としています。

【解説】

1 子どもの権利

第1条では、「この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり・・・子どもの権利を保障し・・・」としており、この条例で保障する子どもの権利は児童の権利に関する条約で定められている子どもの権利全体であることを表しています。

子どもは生まれながらに権利の主体であり、大人と同様にひとりの人間として様々な権利を持っています。また、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利(親に育てられる権利、教育を受ける権利、休む権利、遊ぶ権利など)も持っています。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校等関係者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。
- 四 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- 五 子ども・子育て支援団体 子ども又は子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語の意義を定めています。

【解説】

1 十八歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者

①18 歳に達した高校生等

②法令により、18 歳未満の者と同様の措置・支援が可能とされた者

例) 児童福祉法：児童自立生活援助、障害児の施設入所

2 その他の者で子どもを現に監護する者

児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設など）の長や里親、その他血縁関係の有無に関わりなく、現に子どもを養育する者を指しています。

3 学校等

学校（大学を除く）、児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童館、児童養護施設、障害児入所施設など）のほか、地域子ども・子育て支援事業の対象施設（放課後児童クラブ、一時預かりなど）、フリースクール、塾、スポーツクラブなど、子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設全般を想定しています。

4 事業者

営利か非営利、個人か法人、県内における本店や事業所の設置の有無及び業種は問いません。民間の事業者だけではなく、地方公共団体も含みます。

5 子ども・子育て支援団体

子ども会やPTAなどのほか、子どもの育ちや子育て支援に関わる活動を展開しているNPOなどを想定しています。

(基本理念)

第三条 全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として行われなければならない。

一 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべき者であり、いかなる理由による差別も受けることがない。

二 子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる。

三 子どもは、自分の意見を表明することができるとともに、多様な社会的活動に参画することができる。

四 子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。

【趣旨】

本条は、この条例に基づく取組を進めるうえで、多様な主体の活動の規範とすべき基本的な考え方を明らかにしています。

児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利の基本となる4つの原則（「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」）の内容を盛り込み、これを基本理念として各主体が取組を進めることを定めています。

【解説】

1 いかなる理由による差別

子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、児童の権利に関する条約に定められている全ての権利が保障されます。

2 自分の意見を表明

子どもは、自分の意見を表明することができる機会が確保されることを規定したものです。例えば、どのような学校に進学するのか、どのような職業に就くのかなどに自分の意見を表明することができます。

3 多様な社会的活動に参画

子どもは、多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したものです。多様な社会的活動に参画する機会としては、学校での生徒会・課外活動や、地域での自治会活動その他ボランティアなどの活動のほか、子どもに関する施策の策

定等に当たっての子どもの意見反映の機会などを想定しています。

子どもの意見を聴き、社会参画を進めることは、社会への影響力を発揮することにつながり、子どもの自己肯定感や主体性を高めることにつながると考えられます。子どもが社会の一員として、社会の在り方や形成に関わることができるよう、社会全体で子どもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促していくことが必要です。

4 最善の利益が優先して考慮

最善の利益の優先考慮とは、その子どもにとって最もよいことは何かを優先して考慮するということです。子どもの意見を別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子どもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、子どもの意見とは異なる結論が導かれることもあり得ます。

※本条に掲げる4つの原則は、それぞれが条約に定められた権利であるとともに、あらゆる子どもの権利を考えるときにベースとなる基本的な考え方です。実際に、様々な子どもの権利を保障するにあたっては、この4つの原則を踏まえて総合的に検討していく必要があります。例えば、第3号に定める子どもの意見表明や多様な社会的活動への参画の権利については、他人の権利を侵害（第1号）するものは認められませんし、子ども自身の安全や健やかな成長（第2号）に支障が出たりする恐れがある場合など、その子どもにとって最もよいことは何かを優先して考慮（第4号）した結果、必ずしも子どもの希望どおりとはならないこともあり得ます。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を優先して考慮するため、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、子どもに関する施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町が行う子どもに関する施策に協力するものとする。

4 県は、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

5 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務を明らかにしています。

【解説】

1 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施

条例に基づき県が行う基本的施策については、第2章（第11条～第17条）に規定しています。また、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画を定めることとしています。（第18条）

なお、施策の推進に当たっては、「子ども施策への子どもの意見の反映」や「子どもの視点に立った情報の提供」など、子ども条例に基づく新たな視点・考え方を全庁で共有し、庁内の連携を図ります。

2 子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させる

こども基本法第11条で「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

子どもの意見を聴くことにより、子どもの状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。また、子どものニーズを施策に反映させることは、よりよい社会づくりにつながり、子どもの地域社会への愛着を育むことも期待されます。加えて、子どもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、

自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

3 市町と連携するとともに、市町が行う子どもに関する施策に協力

子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務として、市町との連携・協力規定を盛り込んでいます。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、保護者の役割を明らかにしています。

保護者は、こども基本法等の趣旨を踏まえ、子育てに責任を持ち、子どもの健やかな育ちを支える役割があります。一方で、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、子育てにおける保護者の負担感や孤立感は増大しており、子どもや子育て家庭を社会全体で支えることが必要です。このため、本条に「必要な支援を受けながら」と記載するとともに、県の基本的施策の一つとして「子育て家庭への支援」（第15条）を掲げています。

【解説】

1 子どもの養育に関する第一義的責任

以下の法律の規定をふまえています。

【こども基本法】

こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、…

【児童福祉法】

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

【教育基本法】

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援

子どもの権利を保障し、子どもの豊かな育ちを支える上で、保護者は重要な役割を果たしています。仕事との両立や経済的な負担などにより、保護者が過度な不安や負担を感じることなく、子どもと向き合うゆとりを持ちながら子育てできるよう支援します。

(学校等関係者の役割)

第六条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

2 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。

3 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができるよう支援するものとする。

【趣旨】

本条は、学校等関係者の役割を明らかにしています。

【解説】

1 学校等関係者

学校等関係者については、第2条第3号で定義しています。

2 環境づくり

施設や建物などのハード面での環境整備だけではなく、特別な支援を必要とする子ども、外国につながる子ども、不登校の状況にある子どもなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教職員の資質向上、ICTを活用した教育の推進、地域とともにある学校づくり、家庭での学びの応援などの取組により、誰もが安心して学べる環境づくりを行うことを意味しています。

3 子どもが子どもの権利について学び

子どもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、内容を知っている子どもの割合は、小中学生で約6%、高校生でも約14%と低い状況です。（みえの子ども白書2024）

例えば、県教育委員会が発行する人権学習指導資料に「子どもの人権」に関わる学習展開例を掲載したうえで、小中学校及び県立学校において、資料を活用した学習を進めることを想定しています。

4 意見を表明することができるよう支援

例えば、校則の見直しの際は生徒や保護者等から意見を聴取することや、校則を見直す場合の手続きの過程を校則等に示しておくなど、校則の見直しに生徒が参画し、意見が反映される取組を行うことなどを想定しています。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な職場環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を明らかにしています。

事業者は、従業員である保護者が子どもとの時間を大切にし、子どもの育ちに十分関わることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視し、職場環境の整備（育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境整備づくり、テレワークの推進等）に努めるものとしています。

また、事業者が地域社会の中でその強みを発揮し、子どもの居場所への支援、子どもの学び・体験機会の提供など、地域に貢献する活動に取り組むことが期待されています。三重県では、子どもや子育て家庭を応援する県内の企業や地域の団体などが知恵や資源を持ち寄り、連携し、共に活動する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の取組が既に大きく広がっており、このような子どもの育ちを見守り支える取組を推進することが重要です。

(子ども・子育て支援団体の役割)

第八条 子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子ども又は子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、子ども・子育て支援団体の役割を明らかにしています。

(県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、子どもに関する施策について関心と理解を深めるとともに、子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の役割を明らかにしています。

【解説】

1 子どもに関する施策

子どもに関する施策には、県が実施する施策だけでなく、国や市町が実施する施策も含まれています。

(連携及び協働)

第十条 保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、第五条から前条までに規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、各主体がそれぞれの役割を果たすに当たって、相互に連携、協働するよう努めることを明らかにしています。

次代の担い手である子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を実現するためには、様々な主体が連携及び協働しながら、継続的に子どもたちの成長を支援していく必要があります。

なお、県は、これらの連携及び協働して行われる取組を支援することとしています。(第4条第5項)

第二章 基本的施策

(子どもの安全・安心の確保)

第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害(ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の一つ目として「子どもの安全・安心の確保」について定めています。

【解説】

1 その他の権利侵害

その他の権利侵害としては、暴力、誹謗中傷、学校等での体罰・不適切な言動、保育所等での不適切保育、犯罪、事故、災害、子どもの貧困、ヤングケアラー、自殺など、子どもの権利が侵害される行為や状態を幅広く想定しています。

2 体制の整備その他の必要な措置

子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を優先して考慮し、救済を図ることができる体制の整備、その他の必要な措置については、今後、有識者会議を設置し、こども家庭庁における国内外の相談救済機関の事例に関する調査(令和6年度調査)の結果をふまえながら、検討を行うこととしています。

子ども条例に基づく計画「ありのままでみえっこプラン」の重点的な取組
(※計画期間：令和7年度～令和11年度)

○重点的な取組1 子どもの権利侵害への対応

- ・児童虐待対策
- ・いじめ対策
- ・自殺対策
- ・体罰・不適切な言動の根絶
- ・不適切保育の防止
- ・子どもからの相談への対応
- ・子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組みの整備

○重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応

- ・インターネットに関わるリスクへの対応
- ・性犯罪・性暴力対策
- ・通学路等の安全確保
- ・防災対策

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の二つ目として「子どもの権利について学ぶ機会の提供」について定めています。

子ども条例について、県民の約68%は「全く知らない」と回答しているほか、子どもの権利条約の4つの柱(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)について、内容を知っている子どもの割合は、小中学生で約6%、高校生でも約14%と低い状況です。(みえの子ども白書2024)

全ての子どもが豊かに育つための土台として、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高める必要があります。そのために、県は、子ども条例及び子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身に学ぶ機会の提供に取り組みます。

子ども条例に基づく計画「ありのままでみえっこプラン」の重点的な取組
(※計画期間：令和7年度～令和11年度)

○重点的な取組3 子どもの権利に対する理解の向上

- ・子どもの権利に対する理解の向上

(子どもの育ちへの支援)

第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
 - 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
 - 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
 - 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援
- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その成長が保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の三つ目として「子どもの育ちへの支援」について定めています。

【解説】

1 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期

乳幼児期は、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであり、子どもが将来にわたって幸せな状態で生活するために、特に重要な時期です。乳幼児期の安定した「アタッチメント（愛着）」の形成は、子どもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらします。その安心感の下で、子どもは遊びや体験等を通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、その過程を大人が見守り子どもの挑戦したい気持ちを受け止めることで、子どもの自己肯定感等が育まれていくことが重要です。

2 子どもが主体的に取り組む様々な活動

子どもが自ら考える力を身に付け、その力を発揮して自身の思いや夢を実現し、成長していくことは、子どもの育つ権利を保障することにつながります。子どもが自ら選択して主体的に取り組む様々な活動を支援します。

3 体験活動

子どもは、日々の暮らしの中の遊びや人との関わりを通して、様々なことに興味や関心を持ちます。それらに夢中になったり、試行錯誤を重ねたりすることで、自立心、自制心などの自己に関する力を育むだけでなく、コミュニケーション能力、

協調性、思いやりといった人と関わる力を育むことができます。こうした力は、いわゆる非認知能力と呼ばれており、子どもが将来にわたり人生を豊かに過ごす上で非常に大切な能力と考えられています。

4 その他の特別な支援又は配慮が必要な子ども

不登校の子ども、ヤングケアラー、発達支援が必要な子ども、医療的ケアが必要な子ども、障がいのある子ども、外国につながる子どもなどを想定しています。

子ども条例に基づく計画「ありのままでみえっこプラン」の重点的な取組

(※計画期間：令和7年度～令和11年度)

○重点的な取組4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

- ・多様な学び、遊び・体験機会づくり
- ・子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり
- ・不登校の子どもへの支援

○重点的な取組5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

- ・貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援
- ・ヤングケアラーへの支援

○重点的な取組6 社会的養育の推進

- ・社会的養育の推進

○重点的な取組7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

- ・発達支援
- ・医療的ケア児への支援
- ・特別支援教育の推進
- ・外国につながる子どもへの支援

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。

3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の四つ目として「子どもの意見表明及び社会参画の促進」について定めています。

自分の意見が大人に聴かれていると感じている子どもは、自己肯定感が高いことが分かっています。

子どもが意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保するという、子ども条例の基本理念に基づき、子どもに関する施策の当事者である子どもと対話する場を定期的を開催するなど、課題解決の方向性等について、子どもとともに考え、県の施策や事業へ反映させていきます。

【解説】

1 意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備

子どもの意見を聴くにあたっては、対象となる子どもの年齢やテーマとなる内容によって、より適切な方法を選択することが必要です。

県では、様々な施策について子どもの意見を聴く仕組みである「キッズ・モニター」について、従来のアンケート形式だけでなく、直接県の担当者に意見を伝えたり、子ども同士で意見交換したりする場を設ける仕組み（キッズ・モニター＋（プラス））に拡充することや、子どもの意見を施策に反映するための、子どもだけで構成する新たな会議体を設置することを予定しています。

2 子どもが意見を形成するための支援

近年、子どもアドボカシー（※子どもの声を聴き、子どもが意見を表明できるよう支援すること）の機運が高まっており、社会的養護下における子どもを対象に取

組が広がっています。しかしながら、社会的養護の子どもに限らず、自分の声を聴いてもらえないと感じる子どもは少なくないことから、今後子どもアドボカシーの取組を一層推進することとしています。

3 社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子ども

様々な状況下にある子どもとしては、いじめを受けている子ども、虐待を受けている子ども、不登校の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、ヤングケアラー、障がい児、医療的ケア児、外国につながる子どもなどを想定しています。

4 多様な社会的活動に参加することができるよう、必要な環境の整備

多様な社会的活動に参加する機会としては、学校での生徒会・課外活動や、地域での自治会活動その他ボランティアなどの活動のほか、子ども施策の策定等に当たっての子どもの意見反映の機会（例. キッズ・モニター+（プラス）、子どもだけで構成する新たな会議体）などを想定しています。また、子どもの意見表明や社会参画の促進を図るため、子どもの視点に立った情報の提供（第19条）に努めます。

子ども条例に基づく計画「ありのままでみえっこプラン」の重点的な取組

（※計画期間：令和7年度～令和11年度）

○重点的な取組8 子どもの意見表明及び社会参画の促進

・子どもの意見表明及び社会参画の促進

(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の五つ目として「子育て家庭への支援」について定めています。

子どもの権利を保障し、子どもの豊かな育ちを支える上で、保護者は重要な役割を果たしています。仕事との両立や経済的な負担などにより、保護者が過度な不安や負担を感じることなく、子どもと向き合うゆとりを持ちながら子育てできるよう支援します。

【解説】

1 子育て家庭に寄り添った支援（例）

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・高校生等への修学支援による経済的負担の軽減
- ・高等教育の修学支援制度についての周知
- ・児童手当支給に対する市町への支援
- ・医療費助成事業の支援

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・家庭教育支援の推進
- ・こども家庭センターの体制整備
- ・母子保健相談機関の整備
- ・体罰等によらない子育てのための広報啓発
- ・預かり保育の推進

(3) 共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・男性の育児休業取得支援等を通じた育児参画の推進
- ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進
- ・女性が働きやすい環境の整備

(4) ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援
- ・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

- ・ひとり親家庭の就労支援
- ・相談支援体制の強化

子ども条例に基づく計画「ありのままでみえっこプラン」の重点的な取組
(※計画期間：令和7年度～令和11年度)

○重点的な取組9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援

- ・妊産婦、乳幼児ケア
- ・周産期医療体制の確保
- ・仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進
- ・子育て家庭への経済的な支援

○重点的な取組10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

- ・幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

(人材の育成及び環境の整備)

第十六条 県は、子ども又は子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民が行う子ども又は子育て家庭を支える活動並びに市町が行う子どもに関する施策の促進が図られるよう、環境の整備を行うものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の六つ目として「人材の育成及び環境の整備」について定めています。

全ての子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、その権利が保障される中で、家庭や学校をはじめとする地域社会での経験を通して、人生を豊かに生きる力を身につけることができます。このため、県は、地域の中で、子どもの育ちを支えることのできる人材を育成するとともに、そうした人材を含め、地域の多様な主体が行う活動の促進に向けて、情報提供、交流機会の拡大をはじめとする様々な支援を行います。

【解説】

1 人材の育成（例）

- ・ 児童相談所や児童養護施設等職員への研修
- ・ 保育士等、放課後児童支援員、子育て支援員への研修
- ・ 交通安全及び防犯対策の指導者養成
- ・ 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修
- ・ 市町の母子保健活動の核となる人材の育成

2 環境の整備（例）

- ・ 市町要保護児童対策地域協議会への市町支援コーディネーターの配置
- ・ 市町のこども家庭センターの設置促進、体制強化
- ・ みえ次世代育成応援ネットワークの取組
- ・ 子どもの居場所づくり
- ・ 子どもの権利擁護コーディネーターの配置

(相談への対応)

第十七条 県は、子ども又は子育て家庭からの相談に対応する窓口（ソーシャルネットワークサービスその他のインターネットを活用したものを含む。）を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う基本的施策の七つ目として「相談への対応」について定めています。

【解説】

1 子ども又は子育て家庭からの相談に対応する窓口

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、様々な悩みや不安を抱えた子どもの声を傾聴し子ども自身が解決に向かうよう支えます。虐待やいじめについては、子どもに情報提供しながら、子ども自身がどうしたいのかという気持ちを受けとめ、必要に応じ児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

一方、保護者向けの相談窓口として「こども家庭相談」を運営し、子どもや子育てに関する悩みを抱える保護者からの相談に対応します。

第三章 施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)

第十八条 県は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第十条第一項の規定に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。

4 知事は、計画を定め、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

【趣旨】

本条は、子どもに関する施策を総合的、計画的に推進するための計画の策定について定めています。

計画はこども基本法に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成することとしており、本条に基づく計画として、「ありのままでみえっこプラン」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を令和7年3月に策定したところです。

【解説】

1 都道府県こども計画

こども基本法第10条において、都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされています。

また、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされています。

(子どもの視点に立った情報の提供)

第十九条 県は、子どもに関する施策について、子どもが情報に触れ、及び理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、子どもの視点に立った情報の提供について定めています。

子どもの意見表明や社会参画の促進を図るためには、子どもに関する施策について、子どもが理解を深められるようにすることが大切です。SNSを活用するなど、子どもが子どもに関する施策についての情報を受け取りやすくするとともに、子ども向けの分かりやすい資料作成を行うなど、子どもの視点に立った情報の提供に努めることとしています。

(広報及び啓発)

第二十条 県は、子どもに関する施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

本条は、子どもに関する施策についての広報・啓発活動について定めています。

県は、県民が子どもの育ちについて関心を持ち、理解を深めるとともに、様々な主体の連携・協働を進め、地域で子どもの育ちを見守り支える県民の活動を促進するため、県政だよりや各種情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、広報・啓発活動に取り組むこととしています。

(調査)

第二十一条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う子どもに関する施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することについて定めています。

県が子どもに関する施策を推進するためには、子どもを取り巻く環境や子どもに関わる様々な課題について、その状況を把握し、背景や要因などを分析した上で、施策を策定する必要があります。

そのため、子どもの生活に関する意識、実態等の必要な事項を定期的に調査し、その結果をとりまとめ、公表することとしています。

(年次報告)

第二十二条 知事は、毎年、計画に基づく子どもに関する施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、子どもに関する施策への反映に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が行う施策の実施状況を評価し、年次報告として取りまとめ、施策への反映に努めることについて定めています。

県が行う施策については、第2章(第11条～第17条)で7つの基本的施策を定めています。この基本的施策を含め、第18条第1項で規定する計画に基づく施策の実施状況について、毎年、子ども施策を所管する関係部局長等で構成する庁内会議で総合的に評価を行った上で、様々な主体で構成される庁外会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげることとしています。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、子どもに関する施策に対する県の取り組み姿勢を明らかにするため、努力義務として財政上の措置について定めています。

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、一定の財政措置が必要です。

県では、令和5年度から「みえ子どもまるごと支援パッケージ」として、子ども施策に関する予算の充実を図っていますが、子どもを守り育てることは県政の最重要課題の1つであり、引き続き、財源の確保に取り組んでいきます。